一梨県公

号外第三十一号

水

曜

日

六月十五日

平成十七年

目

次

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則.......

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.......

規 則

山梨県規則第四十二号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める

平成十七年六月十五日

正する。 山梨県災害救助法施行細則 (昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

千円」に改め、同表の第一の一の2に次のように加える。 宅等」に改め、同表の第一の一の2の二中「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五月表の第一の一の2の一から六まで以外の部分中「応急仮設住宅」を「応急仮設住

収容することができる。 応急仮設住宅の設置に代えて、 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに

期課程 (定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門 等学校等生徒 (高等学校 (定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後 等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。) 及び高 (以下「特殊教育諸学校」という。) の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒 (中 び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む」を「(盲学校、ろう学校及び養護学校 含む。)」を削り、「そう失」を「喪失し、」に、「及び中学校生徒 (盲学校、ろう学校及 の一中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを 別表の第一の六の〇中「五十一万九千円」を「五十一万円」に改め、同表の第一の八 専修学校及び各種学校の生徒をいう」 に、「行なう」を「行う」に改め、 同表の

一の八の三の1及び2を次のように改める。

の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを 給与するための実費 十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外 小学校児童及び中学校生徒(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二

高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

文房具費及び通学用品費

小学校児童 一人当たり四千百円

中学校生徒 一人当たり四千四百円

高等学校等生徒 一人当たり四千八百円

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年六月十五日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改

第三条中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改める。 第二条中「第三条第一号」を「第四条第一号」に改める

「第六条第一項第二号」に改め、同号八中「第五条第一項第三号」を「第六条第一項第 三号」に改め、同号二中「第五条第一項第五号」を「第六条第一項第五号」に改め、同 第八号」に改め、同号ホを同号トとし、同号二の次に次のように加える。 号」に改め、同号へを同号チとし、同号ホ中「第五条第一項第六号」を「第六条第一項 め、同号チを同号ヌとし、同号ト中「第五条第一項第八号」を「第六条第一項第十号」 号リを同号ルとし、同号チ中「第五条第一項第九号」を「第六条第一項第十一号」に改 の規定により指定された区域を除く。)」に改め、同号口中「第五条第一項第二号」を 号の規定により指定された区域を除く。)、風致地区及び伝統的建造物群保存地区 (同号 項第一号」を「第六条第一項第一号」に、「美観地区及び風致地区」を「景観地区 (同 に改め、同号トを同号リとし、同号へ中「第五条第一項第七号」を「第六条第一項第九 第四条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第一号イ中「第五条第一

Щ

- 条例第六条第一項第六号に掲げる区域
- 条例第六条第一項第七号に掲げる区域

に改める 項第十二号」に改め、同号ト中「第五条第一項第十二号」を「第六条第一項第十四号. を「第六条第一項第十一号」に改め、同号へ中「第五条第一項第十号」を「第六条第一 五条第一項第七号」を「第六条第一項第九号」に改め、同号ホ中「第五条第一項第九号」 第四条第二号イ中「第五条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、 同号八中「第五条第一項第五号」を「第六条第一項第五号」に改め、同号二中「第 第五条第一項第四号」を「第六条第一項第四号」に、「都市公園」を「区域」に改 同号口

第六号」に改め、同号二を同号へとし、 号」に改め、同号ホを同号トとし、同号二中「第六条第一項第四号」を「第七条第一項 に改め、同号へを同号チとし、同号ホ中「第六条第一項第五号」を「第七条第一項第七 七条第一項第二号」に改め、同号へ中「第六条第一項第七号」を「第七条第一項第十号」 項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同号ロ中「第六条第一項第二号」を「第 | 項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。 第五条中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第一号イ中「第六条第一 同号八中「第六条第一項第三号」を「第七条第

- 条例第七条第一項第三号に掲げる区域
- 条例第七条第一項第四号に掲げる地域

に改め、同条第三号中「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。 条第一項第七号」に改め、同号亦中「第六条第一項第六号」を「第七条第一項第九号」 第三号」を「第七条第一項第五号」に改め、同号二中「第六条第一項第五号」を「第七 中「第六条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同号八中「第六条第一項 第六条中「第四条第一号チ及び前条第一号ホ」を「第四条第一号ヌ及び前条第一号ト」 第五条第二号イ中「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、 同号口

に改める

第三項第五号 (条例第九条第六項」に改める。 第六項」に改め、同条第二項中「第六条第三項第五号 (条例第八条第六項」を「第七条 第七条第一項中「第六条第三項 (条例第八条第六項」を「第七条第三項 (条例第九条

一項」に改める。 第八条中「第六条第四項(条例第十一条第二項」を「第七条第四項(条例第十二条第

に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。 第九条中「第六条第五項 (条例第八条第六項」を「第七条第五項 (条例第九条第六項

|条第二項」に、「 第六条第四項」を「 第七条第四項」に改め、 第十条第一項中「第八条第六項 (条例第十一条第二項」を「第九条第六項 (条例第十 同条第二項中「第八条

> 第七項」を「第九条第七項」に改め、 同条に次の一項を加える。

条第三項」を「第十条第三項」に改める。 第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「 条例第九条第八項の規則で定める基準は、 別表第四のとおりとする

を「第十一条第一項ただし書 (条例第十二条第二項」に改め、 第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十条第一項ただし書 (条例第十一条第二項) 一項ただし書」を「第十一条第一項ただし書」に改める。 第十二条第一項中「第十条第一項 (条例第十一条第二項」を「第十一条第一項 (条例 同条第三項中「第十条第

項(条例第十二条第二項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。 第六項(条例第八条第六項(条例第十一条第二項」を「第七条第六項(条例第九条第六 第十三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第一号中「第六条

条第三項第五号 (条例第十一条第二項」を「第七条第三項第五号 (条例第十二条第二項) 十二条第二項」に、「第八条第六項」を「第九条第六項」に改め、同条第二項中「第六 に、「第八条第六項」を「第九条第六項」に改める。 第十四条第一項中「第六条第三項 (条例第十一条第二項」を「第七条第三項 (条例第

第十六条中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改める。 第十五条中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

広告物」を「条例その他広告物等の表示及び設置」に改め、同条を第三十条とする。 条第一項第三号」を「第三十五条第一項第五号」に、「 五年間」を「 二年間」に、「 屋外 第二十四条の見出し中「講習会修了者」を「試験合格者等」に改め、同条中「第二十

第二十二条第二項中「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第二 第二十三条中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条を第二十七条とする。

十八条とする。

式」を「第十六号様式」に改め、 (屋外広告業の登録) 第二十条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第十五号様 同条を第二十六条とし、 同条の前に次の四条を加える。

第二十二条 条例第二十八条第一項の申請書は、屋外広告業登録申請書(第十一号様式)

- 2 条例第二十八条第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする
- の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人の、 合にあっては登録申請者の略歴を記載した書面 登録申請者が、法人である場合にあってはその役員の、 営業に関し成年者と同一 それ以外の場
- 登録申請者が選任した業務主任者が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当

する者であることを証する書面

- 三 次に掲げる者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- の法定代理人) と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びそイ 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者 (営業に関し成年者
- ロ 登録申請者が選任した業務主任者
- 四 登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 3 条例第二十八条第二項の書面は、誓約書 (第十二号様式) のとおりとする。
- 4 第二項第一号の書面は、略歴書(第十三号様式)のとおりとする。

(登録事項の変更の届出)

(第十四号様式)によらなければならない。 第二十三条 条例第三十一条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届

- 各号に定める書類とする。
 2 条例第三十一条第三項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該
- 代わる書面又は法人の登記事項証明書(おりの変更)住民票の抄本若しくはこれに)(条例第二十八条第一項第一号に掲げる事項の変更)住民票の抄本若しくはこれに
- 場合に限る。) 法人の登記事項証明書 、 条例第二十八条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする
- 第二十八条第二項の書面及び前条第二項第一号の書面 条例第二十八条第一項第三号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書、条例
- 前条第二項第一号の書面及び同項第三号の書類(同号イに係るものに限る。)四条例第二十八条第一項第四号に掲げる事項の変更条例第二十八条第二項の書面、
- 同項第三号の書類 (同号口に係るものに限る。) 五 条例第二十八条第一項第五号に掲げる事項の変更 前条第二項第二号の書面及び

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第二十四条 条例第三十二条の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

- こする。 閲覧に供する場所 (以下「閲覧所」という。) は、土木部建築指導課の事務所内
- 一 閲覧に供する日は、県の休日を除く日とする。
- 三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。
- は、登録師に見むからによっては、見むずによっているでは、ないできる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。 ると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮四 知事は、屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)の整理その他必要があ

五 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある屋外広告業者登録簿閲覧名

簿に所定の事項を記入しなければならない。

- ハ 登録簿の閲覧は、閲覧所以外の場所ですることができない。
- その閲覧を停止し、又は禁止することができる。七(知事は、登録簿を閲覧する者が次のイ、ロ又は八のいずれかに該当するときは、
- 前号の規定に違反したとき又は閲覧所の職員の指示に従わないとき。
- あるとき。
 ロ 登録簿を損傷したとき、汚損したとき若しくは加筆したとき又はそのおそれが
- ハ 他人に迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。

(廃業等の届出)

号様式)によらなければならない。 第二十五条 条例第三十三条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(第十五

第十九条を削る。

第十七条の見出しを「(広告物等の存する土地等への立入検査に係る身分証明書)」に管理者を廃止したときにあっては管理者廃止届」を削り、同条を第二十一条とする。「変更し」を「変更したとき」に改め、「若しくは名称」及び「(第九号様式)により、第十八条中「第十七条」を「第二十六条」に、「第八号様式」を「第九号様式」に、

号様式」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。改め、同条中「第十五条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第七号様式」を「第八

(管理者の設置等)

・A。 **第二十条** 条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、次のとおりとす

- はり紙
- 二はり札
- 二 広告の用に供する旗
- 四立看板
- 五 車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
- 六 その他前各号に定める広告物等に類するもの
- 2 条例第二十五条第二項の規則で定める基準は、広告物等の上端の高さが地上から四2 条例第二十五条第二項の規則で定める基準は、広告物等の上端の高さが地上から四
- 号に掲げる者とする。 3 条例第二十五条第二項の規則で定める資格を有する者は、条例第三十五条第一項各メートルであることとする。

第十六条の次に次の二条を加える。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第十七条 条例第十七条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物等の設置

されていた場所を管轄する地域振興局建設部の事務所内とする。

- とおりとする。 2 条例第十七条第二項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧簿(第七号様式)の
- 3 条例第十七条第二項の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。
- 一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日とする。 一 閲覧に供する日は、 山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第六号) 第
- 三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第十八条 条例第二十条第一項及び第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 二 契約条項の概要

四 その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第二十条第一項の規則で定める場所は、前条第一項の事務所内とする。

第三十条の次に次の三条を加える。

(標識の掲示)

第三十一条 条例第三十六条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 法人の場合にあっては、その代表者の氏名
- 一登録年月日
- 営業所の名称
- 業務主任者の氏名
- によらなければならない。 2 条例第三十六条の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票 (第十八号様式)

(帳簿の備付け等)

第三十二条 条例第三十七条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 広告物等の注文者の氏名又は名称及び住所
- 表示又は設置の場所
- 一 広告物等の名称又は種類及び数量
- 表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

ιį

2 条例第三十七条の規定による帳簿の備付けは、第十九号様式によらなければならな

-) 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 鎖後五年間これを保存しなければならない。 4 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、当該帳簿の閉

(屋外広告業者の営業所等への立入検査に係る身分証明書)

別表第一の二の口の表二の部表示面積の項を次のように改める。第三十三条(条例第三十九条第二項の証明書は、第二十号様式のとおりとする。

| | 以下であること。 | 以下であること。 | |
|----------------------------|--------------|--------------|------|
| | 計が八・五平方メートル | 計が七・五平方メートル | |
| であること。 | あっては、表示面積の合 | あっては、表示面積の合 | |
| 計が十平方メートル以下 | し、又は設置する場合に | し、又は設置する場合に | |
| あっては、表示面積の合 | ために複数の箇所に表示 | ために複数の箇所に表示 | |
| し、又は設置する場合に | 三 一の目的地に誘導する | 三 一の目的地に誘導する | |
| ために複数の箇所に表示 | ک | ک | |
| メートル)以下であるこ 三 一の目的地に誘導する | メートル) 以下であるこ | メートル)以下であるこ | |
| トル) 以下であること。 | 合にあっては、十四平方 | 合にあっては、十二平方 | |
| あっては、十六平方メー | 平方メートルを超える場 | 平方メートルを超える場 | |
| メートルを超える場合に | を乗じて得た面積 (十四 | を乗じて得た面積(十二 | |
| じて得た面積 (十六平方 | し、又は設置する者の数 | し、又は設置する者の数 | |
| 又は設置する者の数を乗 | 該広告物等を共同で表示 | 該広告物等を共同で表示 | |
| 告物等を共同で表示し、 | 一・七平方メートルに当 | 一・五平方メートルに当 | |
| 二平方メートルに当該広 | にあっては、表示面積が | にあっては、表示面積が | |
| にあっては、表示面積が | 示し、又は設置する場合 | 示し、又は設置する場合 | |
| 示し、又は設置する場合 | 二 二以上の者が共同で表 | | |
| 二 二以上の者が共同で表 | ۰ | o | |
| トル以下であること。 | メートル以下であること | メートル以下であること | |
| 表示面積か二平方メー | - 表方面積か一・七平方 | 表方面積カー・五平方 | えご日利 |

一以下であること。
設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は

別表第一の二の口の表二の部表示し、又は設置する場所の項を次のように改める。

置する場所表示し、又は設

誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。

別表第一の二の口の表備考を次のように改める。

一 この表において、明度、彩度及び色相とは、日本工業規格 (以下「規格」とい

Щ

梨

県公報号外

う。) Z八七二一に定める方法により表示されるものをいう。

する割合の合計の計算は、次の式によること。地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可

Ap + A1 + A2 + A3 + A2 + A3

この式において、AP、A1、A2及びA3は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 禁止地域における表示面積 (単位 平方メートル)

A1 第一種許可地域における表示面積 (単位 平方メートル)

₹ 第二種許可地域における表示面積 (単位 平方メートル)

の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。
三 前二号の規定にかかわらず、バス及び電車にあっては、一の車両につき表示面積

別表第二の二の項を次のように改める。

表示面積

表示面積が一平方メートル以下であること。

二 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積が一平方メートルに共同で表 示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積(十平方メートルを超える場合にあっては、十平方メー トル) 以下であること。

三 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計 が五平方メートル以下であること。

兀 っては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあ

別表第二の四の項を次のように改める。

誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。

別表第二備考を次のように改める。

備考

六

第6項」に 別表第四 (第十条関係) 第一号様式中「第6条第3項」を「第7条第3項」 別表第三の次に次の一表を加える。 別表第三の五の部表示面積の項に次の一号を加える。 の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。 一 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又 前二号の規定にかかわらず、バス及び電車にあっては、一の車両につき表示面積 広告旗又は立看板等 は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の はり紙又ははり札等 計算は、 広告物等の種類 この式において、A^、A、A及びA3は、それぞれ次の数値を表すものとする。 5 . Αp 第一種許可地域における表示面積 (単位 禁止地域における表示面積 (単位 平方メートル) 第三種許可地域における表示面積 (単位 第二種許可地域における表示面積 (単位 次の式によること。 を 絔 7.5 Α 絔 Н Н 凇 8 . 5 X 表示面積 表示面積 A2 ₩ 田 氏名又は名称 分 宇 登録年月日等 屋外広告業の 氏名又は名称 10.0 A3 表示面積が二平方メートル以下であること。 表示面積が一平方メートル以下であること。 疋 疋 ľ 平方メートル) 平方メートル) 平方メートル) 「第8条第6頃」や「第9条 第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域 年 田 Ш 徭 条第3頃」に 巾 「第8条第6頂」や「第9条第6頂」ビ に改める。 絔 Н ₩ 宇

Щ

梨

県

公

報

号

外

第三十一号

平成十七年六月十五日

七

| | | | | | | | | | | | 氏 | 名 |
|---|----|------|-----|-----|---|---|----------|---|---------|----------|---|---|
| l | | | | | | | | | r が | <u> </u> | | Τ |
| | | | | | | | | | | | | - |
| 又は名称 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | , | | | | |
| 住 | 所 | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は名 | 3称 | | | | | | | | 니 는 | ₹&10°° | | |
| 屋外広告業 登録年月日 | | | 午 | В | 日 | 쑄 | <u> </u> | | | | | |
| 無旧中華 豆豆 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基 | | 「第1 | | | | | | | љ. 1 | | | |
| 第七号雄第六号雄 | 日計 | 「第13 | 3条第 | 3項」 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

第7号様式(第17条関係)

保管広告物等一覧簿

| 広告物等の名 称又は種類 | 数量 | 設置されて いた場所 | 除却した年 月日時 | 保管を始め た年月日時 | 保管 | の | 場 | 所 | 備 | 考 |
|-----------------|----|---------------|--------------|----------------|----|---|---|----------|---|---------------------------------------|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | · | <u>-</u> | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | • | | | | | | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | | | | | | | | | | |

| 第八号様式中「(第18%類家)」を「(第21%類別の様式中「(第18%類家)」を「(第21%類別の、同様式を第十号様式とする。 | 系)」旦′「第17条」似「第 |
|---|--------------------------------|
| 26条」リ、「氏名又は名称」や「氏 名」リン | 「 住 所 住 所 資格の種類 |
| 第七号様式の次に次の一様式を加える。様式とする。 | 」 「 |
| | |
| | |

6 セ

ンチ

メ

| |-

ル

6 セ

チ

メ

1

卜

ル

第8号樣式(第19条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属 職氏名

山梨県屋外広告物条例第23条第1項の規定による立入検査等をする職員であることを証明する。

年 月 日

山梨県知事

印

(裏面)

山梨県屋外広告物条例(抜すい)

(報告等の徴収及び立入検査)

- 第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問のの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 四 第23条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

-----9 センチメートル ------

_

Щ 梨

公

| 第11号様式 | (第22条関係 |) |
|--------|---------|---|
|--------|---------|---|

(表面)

月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名 法人にあっては、事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名」

屋外広告業登録申請書

次のとおり屋外広告業の登録を受けたいので、山梨県屋外広告物条例第28条の規定により申請しま す。

| 改組の紙類 | 新規 | * | 登 録 | 番 | 号 | | | 第 | | | | | 클 | | | | | | |
|-------------------------|-----|------------|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|--|
| 登録の種類 | 更新 | * 3 | 登録台 | F月 | 日 | | | 年 | | 月 | | ļ | 3 | | | | | | |
| 商号、名称び法人にあ代表者の氏 | っては | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県内におい を行う営業 称及び所在 | 所の名 | 業 所 | の | 名 | 称 | 営 | 業 | 所 | の | 所 | 在 | 地 | (| 電 | 話 | 番 | 号 |) | |

(裏面)

| 業務主任者の氏名 及び業務を行う営 業所の名称 | 氏 | 名 | 営 | 業 | 所 | 0 | 名 | 称 |
|--|-----|-------|---|---|---|---|---|---|
| 法人である場合に おいては役員 る 教行する執行する執 人ではこれらに 役又はこれら名 ずる者)の氏名 | | | | | | | | |
| 未成年者である場 合においては法定 | 氏 名 | | | | | | | |
| 行においては伝足 代理人の氏名及び 住所 | 住 所 | | | | | | | |

- 「新規 更新」については、いずれか該当する方を○で囲むこと。 注 1
 - ※印のある欄には新規登録の場合は、記入しないこと。

第12**号樣式**(第22条関係)

誓 約 書

登録申請者は、山梨県屋外広告物条例第30条第1項各号に該当しない者であること 誓約します。

年 月 日

登録申請者 印

山梨県知事

Щ

第13**号様式**(第22条関係)

略 歴 書

| 住 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|------|----|----|---------|---|----------|---|---|-----|----|-----|------------|---|---|---|-----|
| 氏 | 名 | | | | | | | | | 登録申 | 請者 | との関 | 係 | | | | |
| | | 期間自至 | 年年 | 月月 | 日日日 | 屋 | 外 | 広 | 告 | 業 | に | 係 | る | 業 | 務 | 内 | 容 |
| ļ | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 琵 | | | | | Į | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年 | : | 月 | 日 | 屋 | 外 | 広 | 告 | に | 係 | る | 賞 | 罰 | の | 内 | 容 |
| | 賞 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| i | 罰 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記 | のと | おり | 相遺 | きあり | | せん。 月 | 日 | | | | | 氏名 | | | | 卸 |
| | | | | | | | | | | 188 | | | 八 名 | | | | Łl1 |

第14**号樣式**(第23条関係)

年 月

日

山梨県知事 殿

住 所 氏 名 印 法人にあっては、事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名

屋外広告業登録事項変更届

次のとおり登録された事項に変更があったので、山梨県屋外広告物条例第31条第1項の規定により 届け出ます。

| 登 | | 録 | | 番 | | | | | 穿 | 1 | | | | 号 | | | | | | |
|---|---|--------------|---|---|---|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 登 | 金 | 1 | 年 |) |] | B | | | 有 | Ē | | 月 | | 日 | | | | | | |
| 変 | 更 | に | 係 | る | 事 | 項 | 変 | - | 更 | | 前 | 変 | 更 | | 後 | 変 | 更 | 年 | 月 | B |
| | | | | | • | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | 1 |
|---------------------|------------------|--|---|----------------|--|--------------------------------|
| 第十四号様式の次に次の一様式を加える。 | め、同様式を第十六号様式とする。 | 項」や「第26条第2項」 ビバ 第22条第1項各号」 や「第28条第1項各号」 ビカ | 第十五号様式中 「(第20条第2項関係)」や「(第26条関係)」 ビバ第20条第2 | 同様式を第十七号様式とする。 | 第十六甲様式中 「(第23条関係)」 や「(第29条関係)」 じ、「第19条第1頂」 や | 山 梨 県 公 報 号 外 第三十一号 平成十七年六月十五日 |
| | | | | | | 一六 |

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所 氏 名 印 [法人にあっては、事務所の所] 在地、名称及び代表者の氏名]

屋外広告業廃業等届

次のとおり山梨県屋外広告物条例第33条第1項の規定により届け出ます。

| 登 | 録 | | 番 | 号 | 第 | | 号 | |
|----|----|----|-----|----|---|---|---|--|
| 登 | 録 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | |
| 届 | 出 | の | 理 | 由 | | | | |
| 届出 | の理 | 曲の | 生じた | た日 | | | | |
| 屋外 | 広告 | 業者 | との | 関係 | | | | |

第十七号様式の次に次の三様式を加える。

第18**号様式**(第31条関係)

| _ |
|-------------|
| <u>^</u> |
| ; |
| - ; |
| • |
| 1 |
| 1 |
| 35 |
| 55 |
| セ |
| _ |
| ン |
| • |
| 千 |
| , |
| メ |
| ^ |
| 1 |
| 1 |
| |
| ト |
| |
| ル |
| 10 |
| 以 |
| <i>></i> |
| E |
| ㅗ |
| 1 |
| 1 |
| Ų. |
| |

| | 屋 | 外 | 外広告業者登録票 |
|---|---------|---|------------------|
| 商 | 号、名称又は氏 | 名 | |
| 代 | 表者の氏 | 名 | |
| 登 | 録 番 | 号 | 山梨県屋外広告業登録第 号 |
| 登 | 録 年 月 | 日 | 年 月 日 |
| 営 | 業 所 の 名 | 称 | |
| 業 | 務主任者の氏 | 名 | |
| ķ | | | 4 0 センチメートル以上 |

第19**号様式**(第32条関係)

| 注文者の氏名又は名称 | |
|-------------|-------|
| 注文者の住所 | |
| 表示又は設置の場所 | |
| 広告物等の名称又は種類 | 数量 |
| 表示又は設置の年月日 | 年 月 日 |
| 請 負 金 額 | |

員であることを証明する。 月

年

山梨県知事

印

------ 9 センチメートル ------

(裏面)

山梨県屋外広告物条例 (抜すい)

(報告及び検査)

6

セ

ン

チ

X

1 \vdash

ル

6

セ

チ

メ

] ト

ル

- 第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において屋外広告業者に 報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問さ せることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携 帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。
- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処
 - 七 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

平成十七年六月十五日

₭------ 9 センチメートル -------

| | , |
|---------------|------------|
| 発行者 | 山梨 |
| 山梨 | 山梨県公報号外 |
| 県田 | 号 外 |
| 甲府市丸の内一丁目六番一号 | 第三十一号 |
| 丁目 | 号 |
| 六番一号 | 平成十七年六月十五日 |
| 印刷所 | 月十五日 |
| 所、株サンニチ印刷 | |
| | |
| 甲府市北口二丁目六番 | |
| 丁目六番 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | = |
| | |